

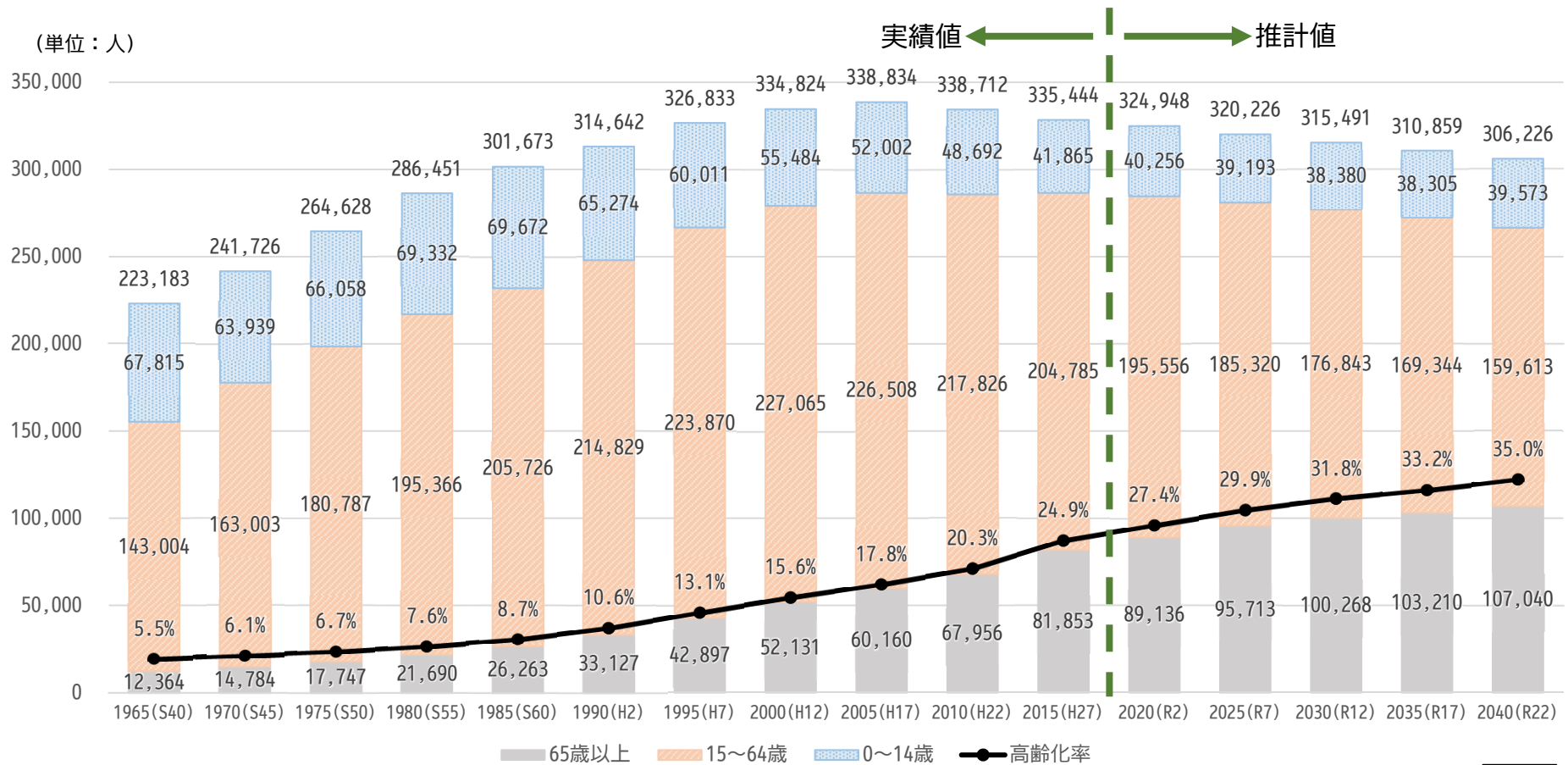
## < 諮問事項の関連資料 >

- 郡山市の高齢化の現状について P 1 ~11
  - 敬老祝金について P12~17
  - 敬老会のあり方について P18~27
  - 高齢者健康長寿サポート事業について P28~33
  - 本市が設置する高齢者施設について P34~36
- < 各施設概要紹介 >

# 郡山市の高齢化の 現状について

# 1 本市の人口推移と高齢化率

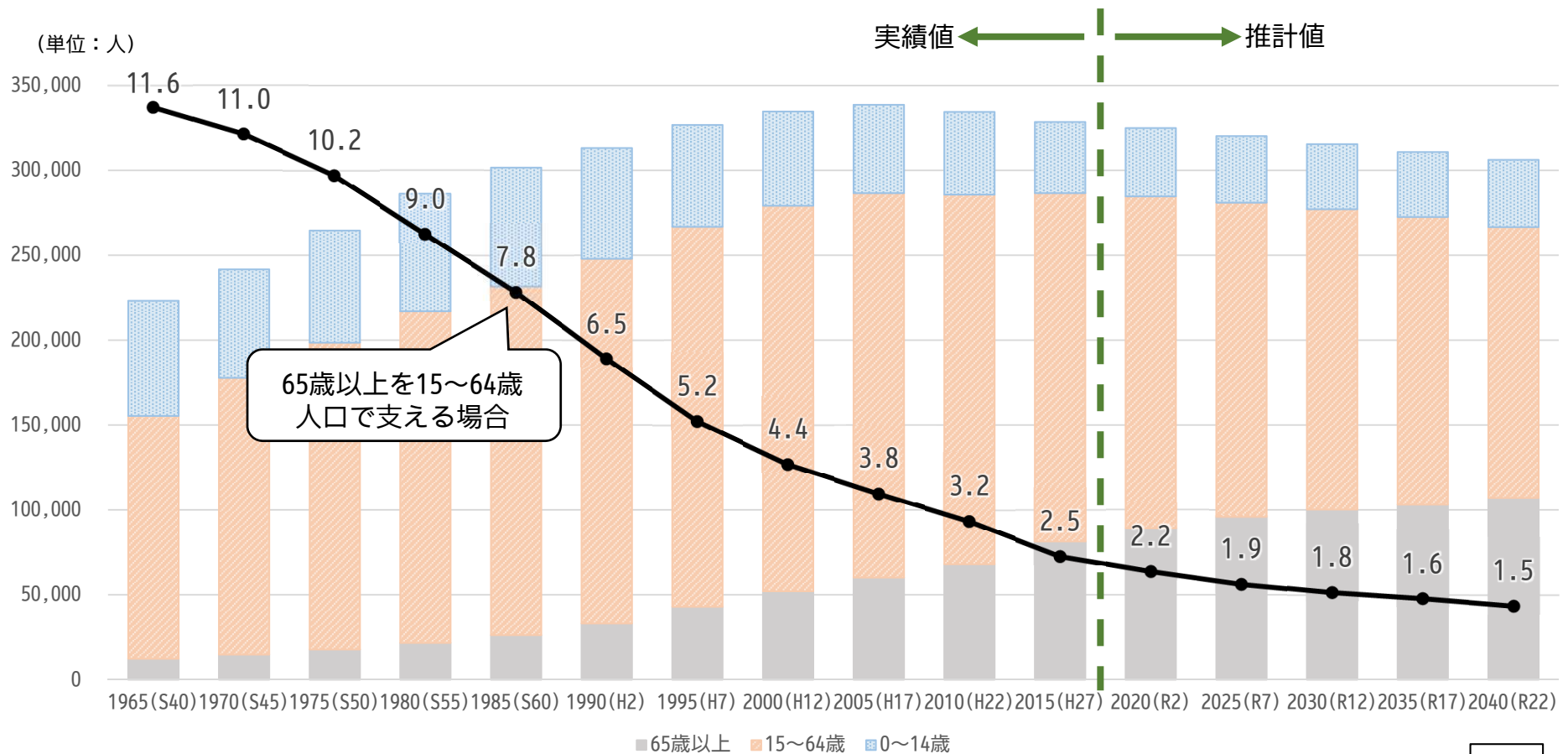
高齢者人口（65歳以上）は、「団塊の世代」が65歳以上となった2015(H27)年に8万人を超え、「団塊の世代」が75歳以上となる2025(H37)年には9.5万人に達すると見込まれている。  
 総人口が減少する中で高齢者が増加することにより高齢化率は上昇を続け2015(H27)年は24.9%で4人に1人であったのが、2035(R17)年には33.2%となり、3人に1人が高齢者になると推計される。



※1965(S40)～2017(H29)の総人口には年齢不詳を含むため、各年齢区分の合計とは一致しない。高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。  
 【出典】人口及び高齢化率（市） 1965(S40)～2014(H27)：「国勢調査」、2020(R2)～2040(R22)：「将来展望人口」（郡山市人口ビジョン）

## 2 本市の高齢者世代人口の比率

65歳以上の高齢者人口と15～64歳人口の比率をみると、1965(S40)年には1人の高齢者に対して11.6人の現役世代（15～64歳の者）がいたのに対して、2015(H27)年には高齢者1人に対して現役世代2.5人になっている。  
 今後、高齢化率は上昇し、現役世代の割合は低下し、2040(R22)年には、1人の高齢者に対して1.5人の現役世代という比率になると推計される。

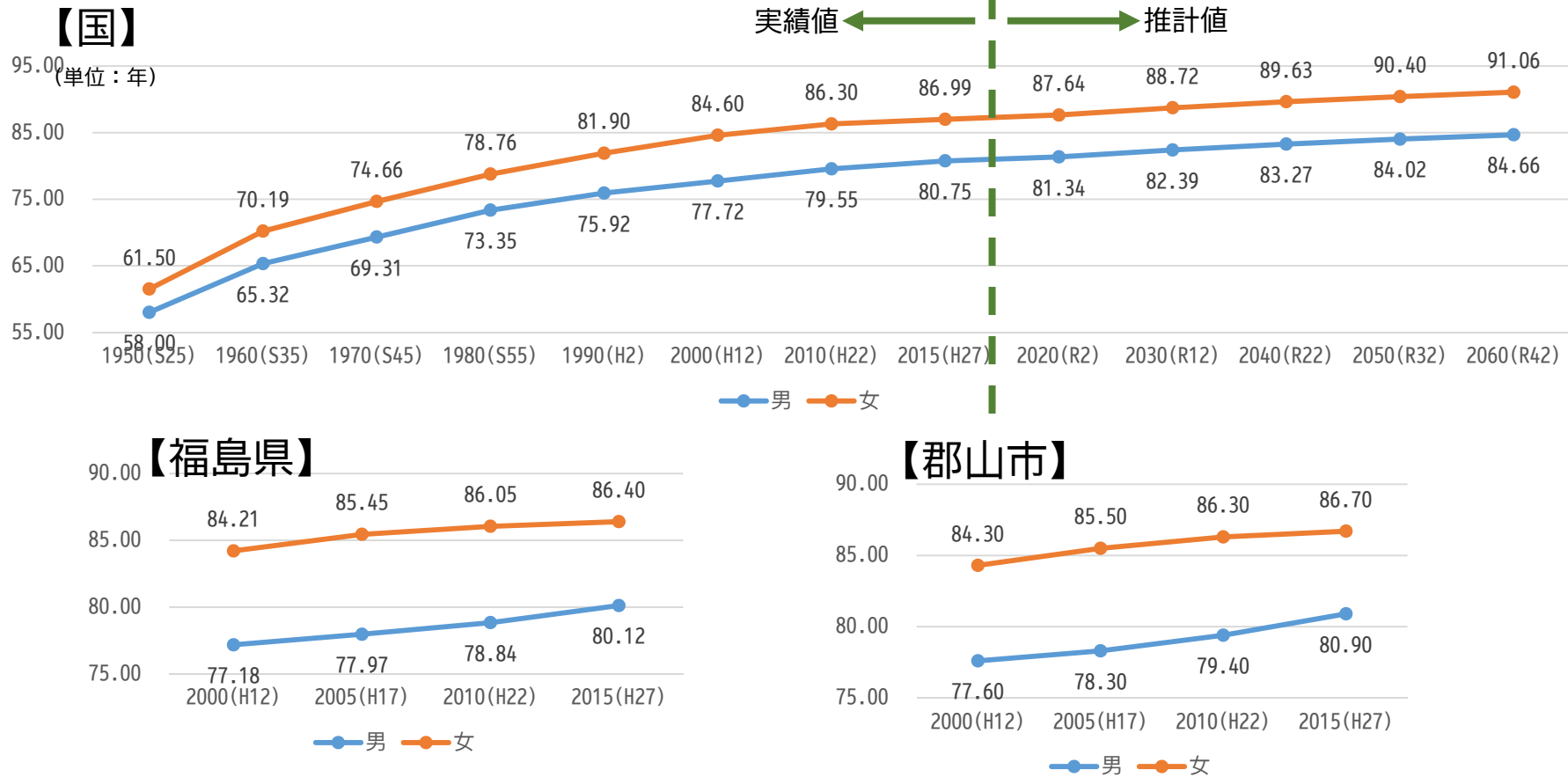


※1965(S40)～2017(H29)の総人口には年齢不詳を含むため、各年齢区分の合計とは一致しない。高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。  
 【出典】人口及び高齢化率（市） 1965(S40)～2014(H27)：「国勢調査」、2020(R2)～2040(R22)：「将来展望人口」（郡山市人口ビジョン）

### 3 平均寿命の推移

我が国の平均寿命は1950（S25）年には男性58.00年、女性61.50年であったのが、生活環境の改善、食生活・栄養状態の改善、医療技術の進歩等により年々延び、2015（H27）年には男性80.75年、女性86.99年となった。今後も男女とも平均寿命は延びて、2050（H62）年には男性84.02年、女性90.40年と推計され、女性は90年を超えると見込まれている。

なお、福島県の平均寿命は国よりも下回るが、本市の平均寿命は福島県よりは高く国の平均寿命に近く、2010（H22）の女性は86.30年と国と同じである。



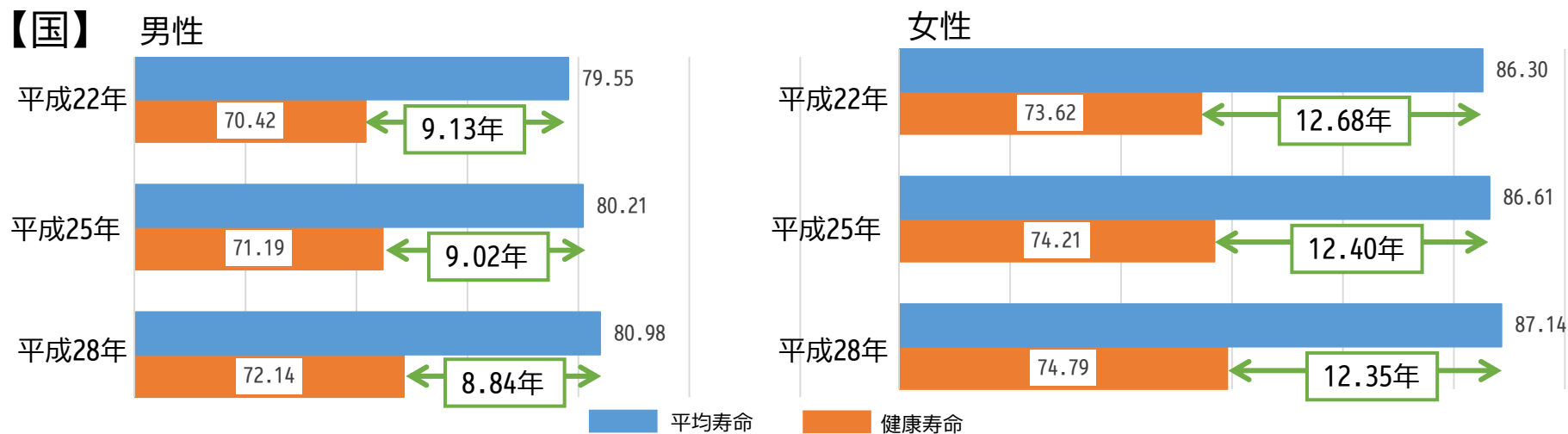
【国】※1950年は厚生労働省「簡易生命表」、1960年から2015年までは厚生労働省「完全生命表」、2020年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

(注) 1970年以前は沖縄県を除く値である。0歳の平均余命が「平均寿命」である。

【福島県】厚生労働省「都道府県別生命表」【郡山市】厚生労働省「市区町村別生命表」

# 4 健康寿命について

健康寿命とは、健康上問題がない状態で日常生活を送れる期間のことである。健康づくりの計画として国が策定した「健康日本21」、本市が策定した「第二次みなぎる健康生きいきこおりやま21」では、「平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加」を目標値として定めている。



【出典】厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会 第11回健康日本21（第二次）推進専門委員会 資料（平成30年3月9日）

## 【福島県】 健康寿命延伸の推移

|       | 男性    | 女性    |
|-------|-------|-------|
| 平成22年 | 69.97 | 74.09 |
| 平成25年 | 70.67 | 73.96 |
| 平成28年 | 71.54 | 75.05 |

【出典】第二次健康ふくしま21計画〈改訂版〉（令和元年5月）から作成

## 【郡山市】 平均寿命と健康寿命

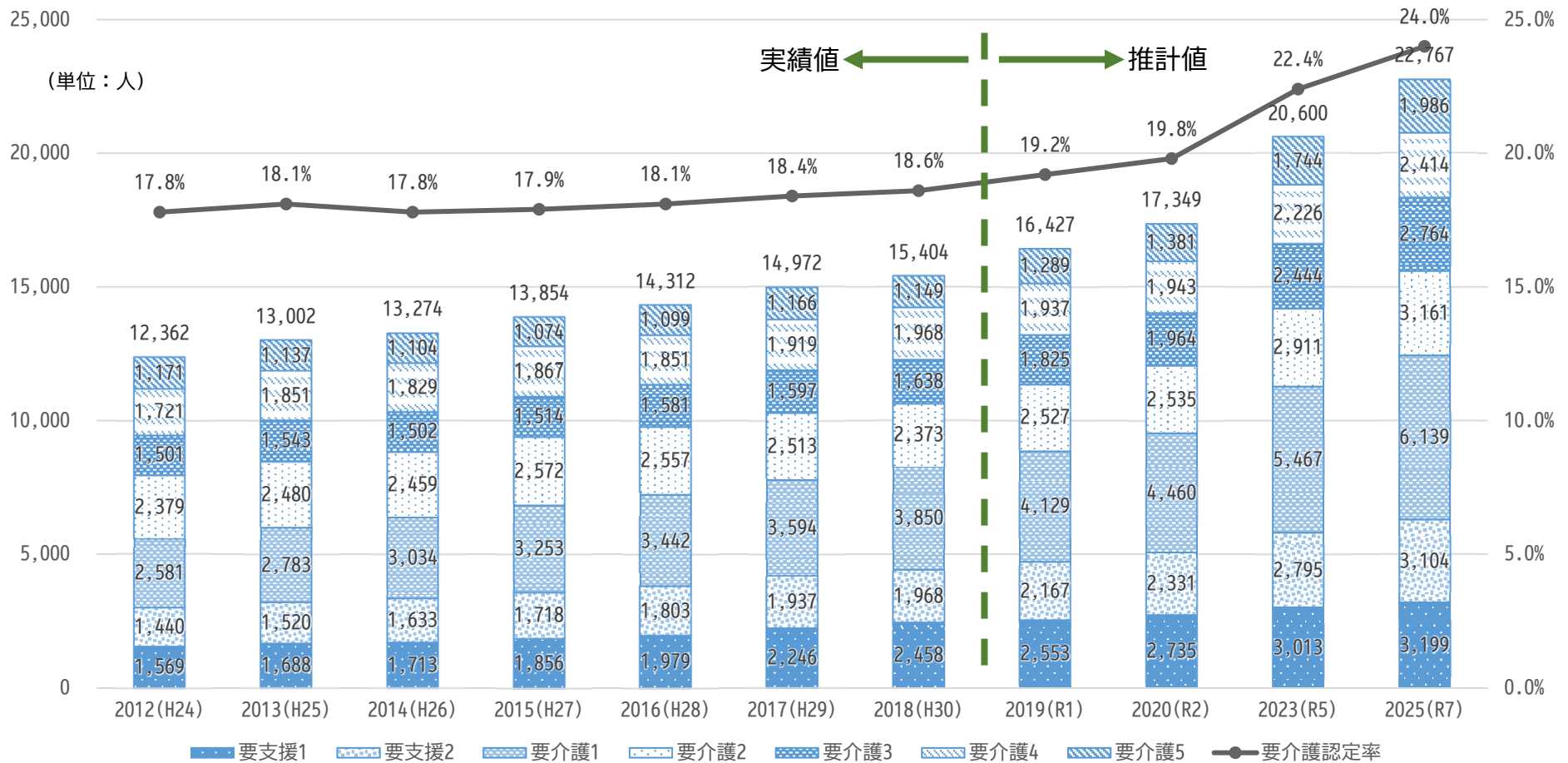
|          | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 平均寿命（男性） | 79.57 | 79.85 | 79.16 | 80.57 | 80.88 |
| 平均寿命（女性） | 86.43 | 86.64 | 86.49 | 86.67 | 86.70 |
| 健康寿命（男性） | 78.23 | 76.48 | 78.83 | 79.32 | 79.65 |
| 健康寿命（女性） | 83.46 | 83.65 | 83.61 | 83.78 | 83.87 |

【出典】郡山市ウェブサイト（郡山市保健所地域保健課）から作成  
※健康寿命の計算方法が市町村と国・県で異なる。

# 5 本市の要介護認定の推移

2012(H24)年以降、要介護認定者数は増加傾向にあるが、高齢者人口が増加しているため、要介護認定率は18%前後で推移している。

2017(H29)年10月1日現在の要介護認定者数を基に2018(H30)年以降の要介護認定者数を推計すると、今後、高齢者人口の増加に伴い2020(R2)年には17,349人、さらに団塊の世代が75歳以上となる2025(R7)年には要介護認定者数が22,000人を超えるものと推計される。



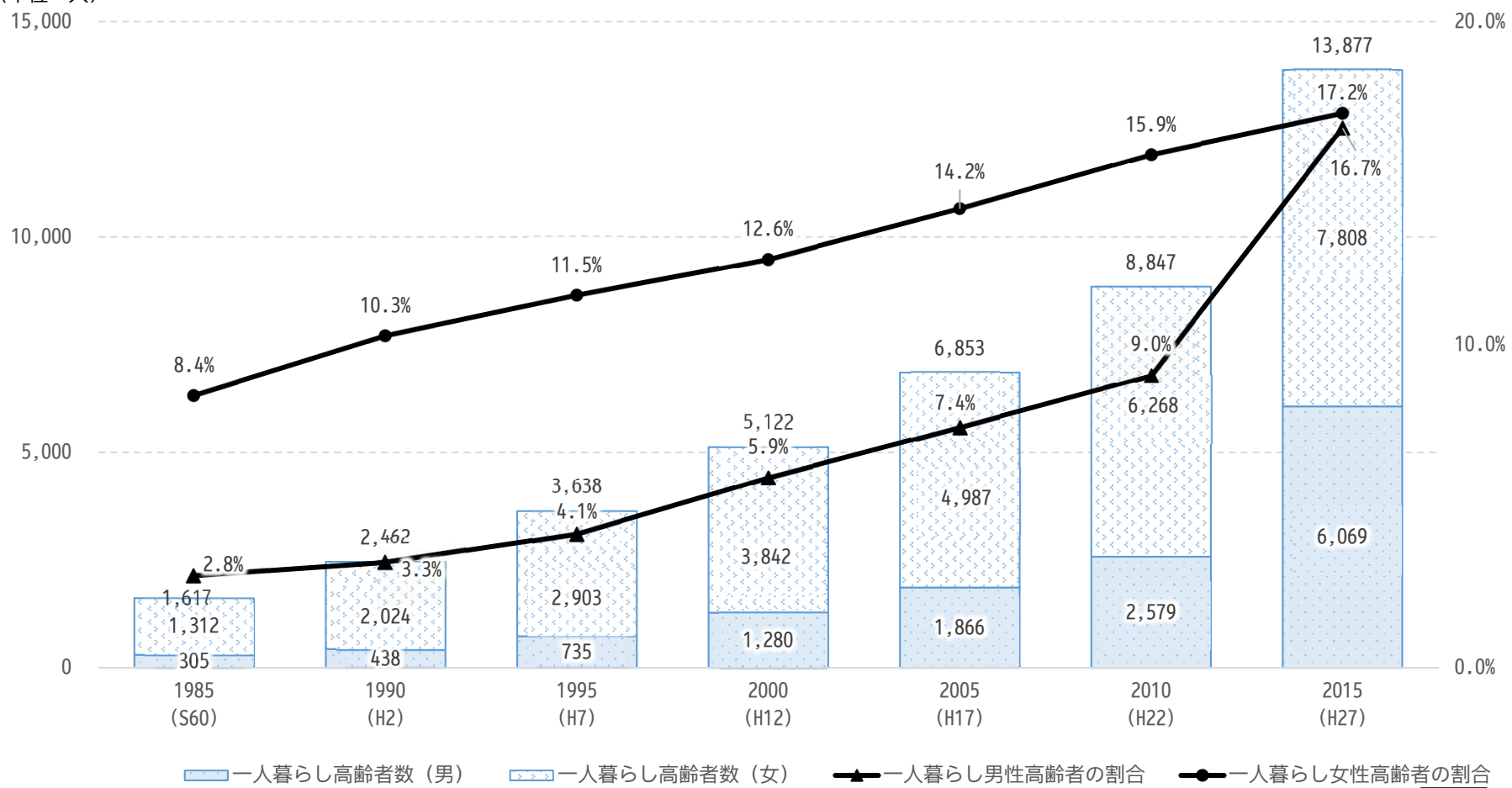
(郡山市介護保健課：推計値、各年10月1日現在)

※2012(H24)～2014(H26)は「第六次郡山市高齢者福祉計画」、2015(H27)以降は「第七次郡山市高齢者福祉計画」から作成

# 6 本市の一人暮らし高齢者数の推移

1985(S60)年には、65歳以上人口に対する一人暮らし高齢者の割合は女性8.4%、男性2.8%であったが、年々増加傾向にある。特に、女性のひとり暮らし高齢者は直近の2015(H27)年に17.2%と約2倍であったものの、男性は16.7%と約6倍の伸びとなっており、男女差がほぼなくなった。平均寿命の延伸、生涯未婚率の増加などの要因により、今後の一人暮らし高齢者数は増加すると推測される。

(単位：人)



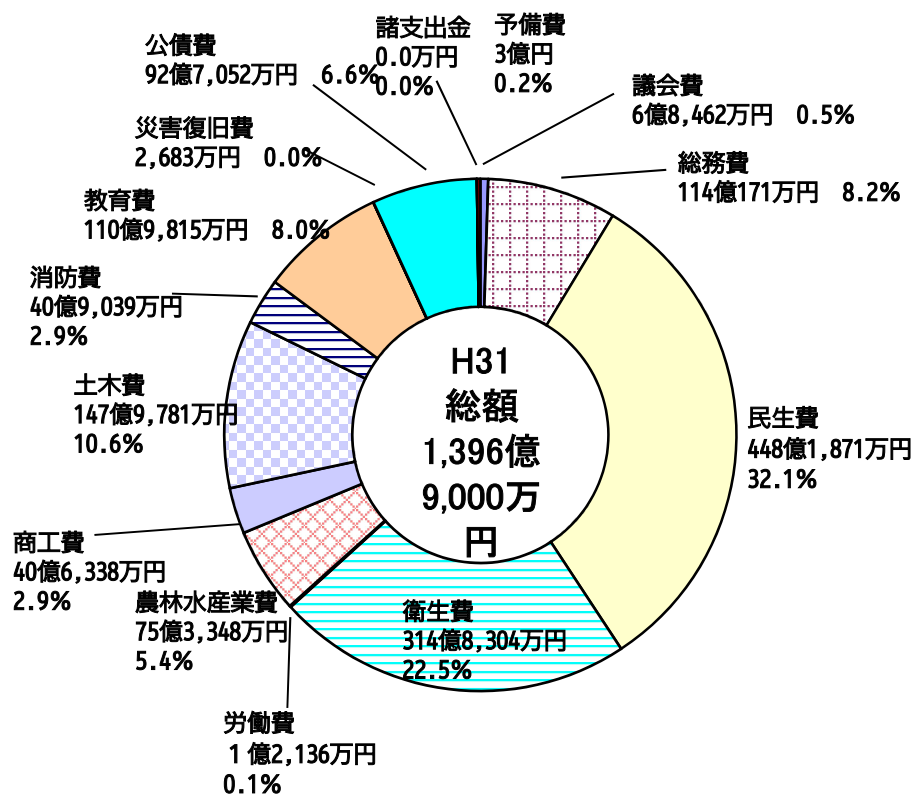
※国勢調査結果から作成



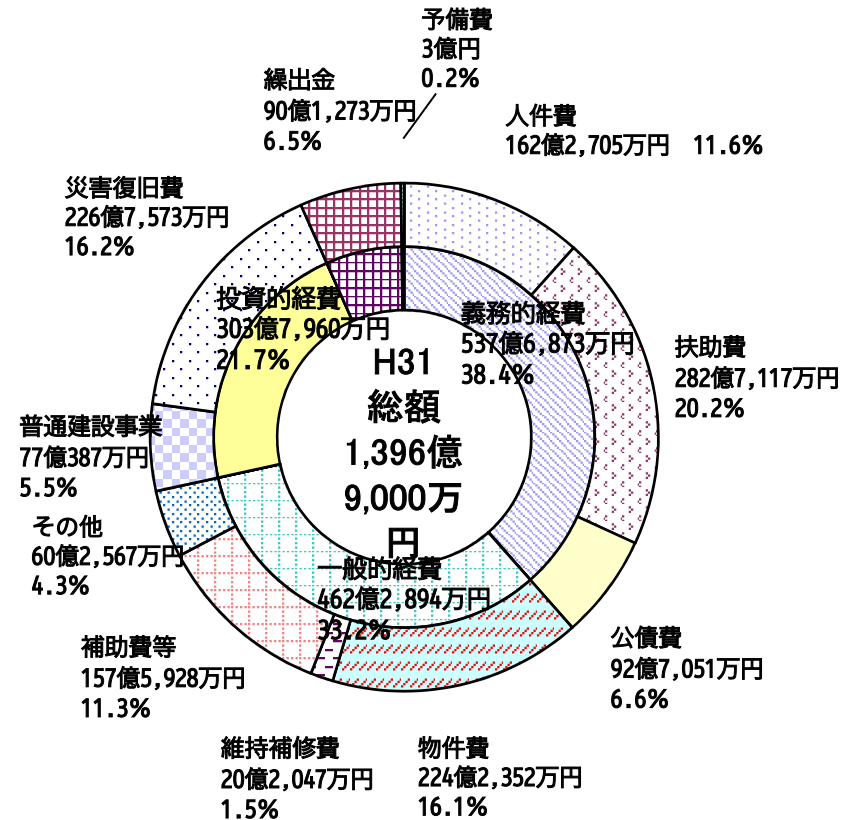
# 7 本市の一般会計予算の概要

一般会計歳出予算は、前年度と比較し9.2%の増となっていますが、これは主に除去土壌等搬出事業や保育料無料化・軽減等事業による増額です。計上した内容としては、総務費においては内部事務システムの再構築や、民生費においては認可保育所等整備等の子育て支援、農林水産業費においては、ため池放射性物質対策や総合農地開発促進事業、消防費においては新設消防署所整備、教育費においては小学校長寿命化改修事業など、課題解決に向けた施策を展開する予算となっています。

【目的別】



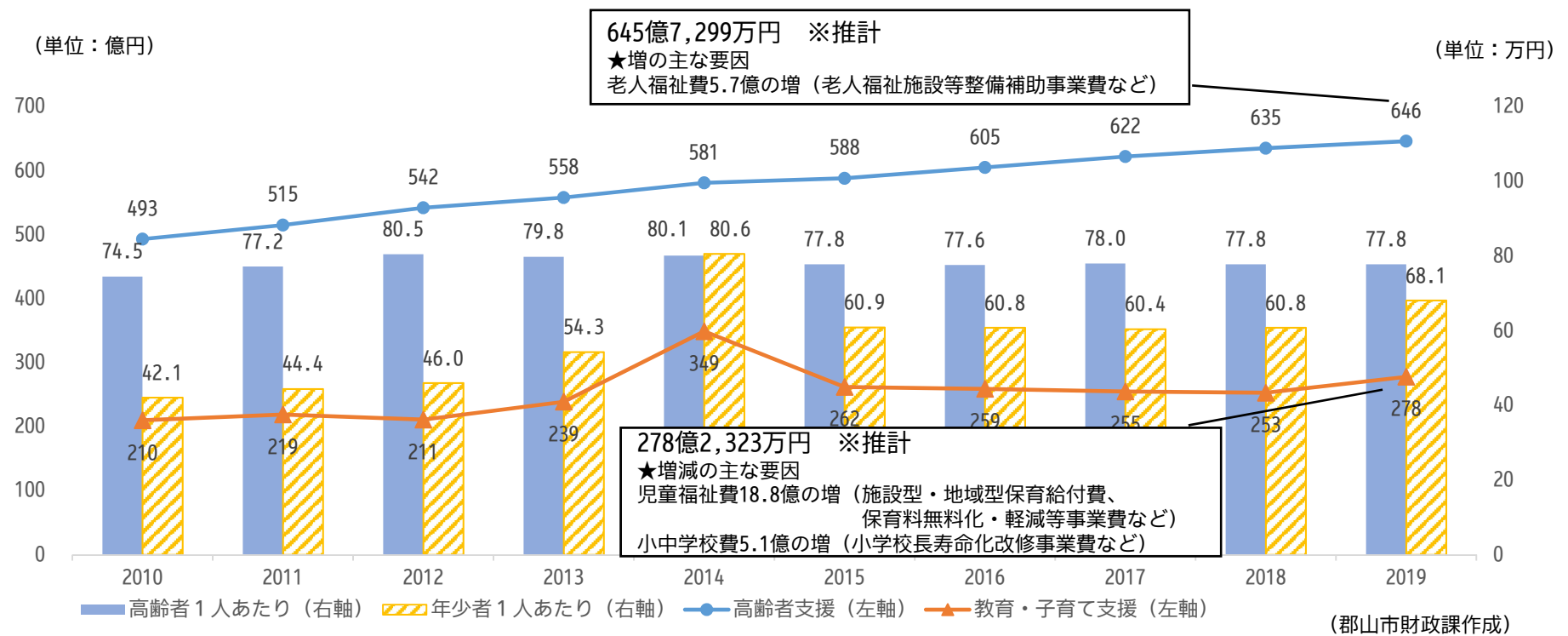
【性質別】



※平成31年度当初予算資料（財政課作成）

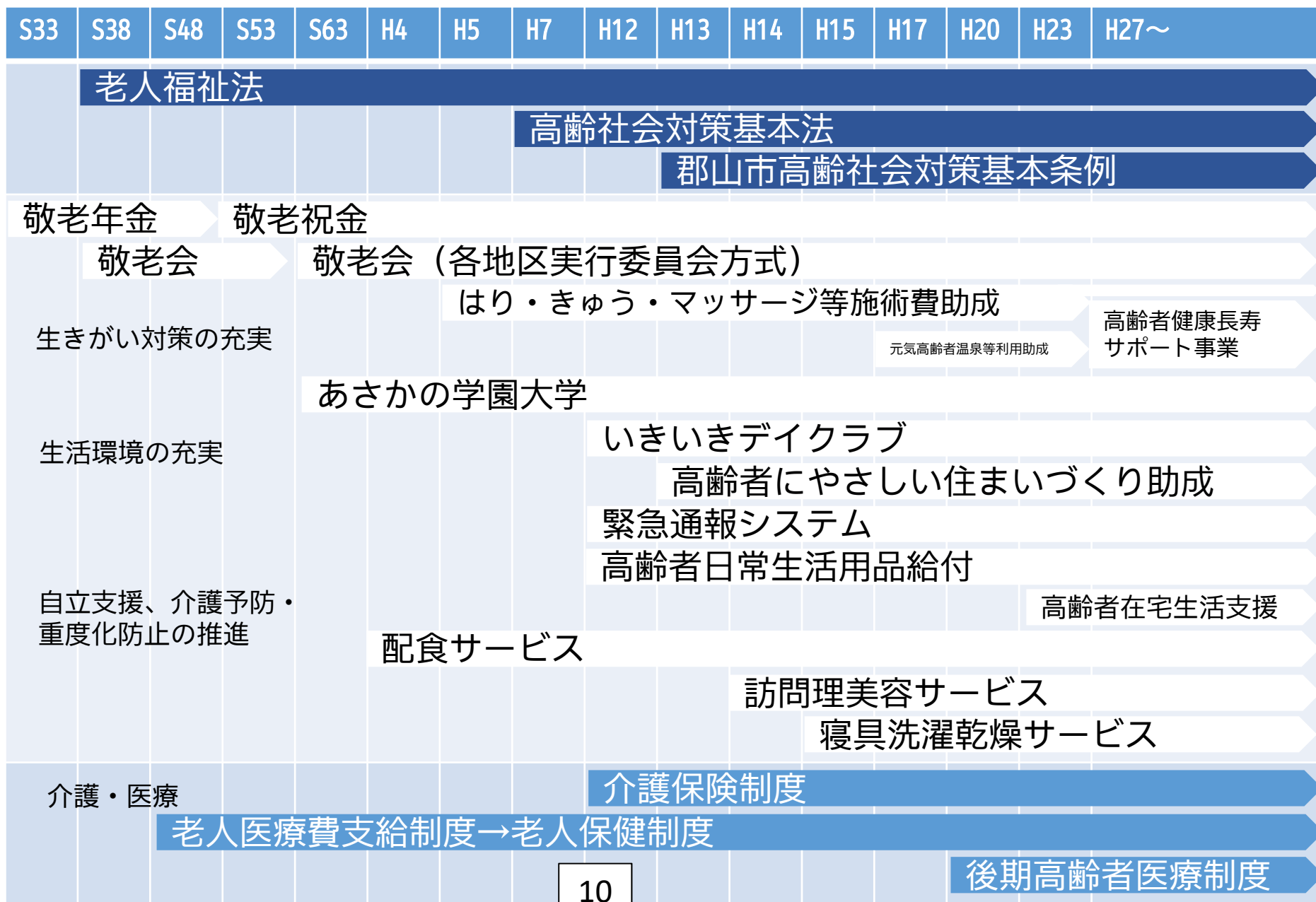
# 8 本市の高齢者支援及び教育・子育て支援施策に係る予算の推移

高齢者1人あたりの予算額は、72.9万円から80.6万円の間で増減はあるものの、高齢者数が増加していることから、総予算額は年々増加しており、2019（H30）年度は、645億7,299万円となっている。



- ◆高齢者支援施策  
老人福祉費、後期高齢者健康診査事業費、老人保健特別会計（2009年まで）、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計（特別会計については一般会計からの繰入金を除く）の当初予算の合計に福島県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療費決算額（郡山市被保険者分）を加算。  
※2018年度、2019年度は2017年度の後期高齢者医療費決算額を用いて推計。
- ◆教育・子育て支援施策  
児童福祉費、教育総務費、小中学校費、社会教育費のうち青少年育成費、母子保健推進活動費、母子医療対策事業費及び教育系ネットワーク回線増速に係る経費の当初予算額の合計。
- ◆1人あたりの経費  
それぞれの経費を各年1月1日の年少人口（14歳以下）、老年人口（65歳以上）で除した数値。

# 9 本市の高齢者福祉サービス



| 事業名                | 対象者   | 内容   |
|--------------------|---|--|
| 敬老祝金               | 77歳、88歳、100歳  | 77歳（1万円）、88歳（5万円）、100歳（20万円）   |
| 高齢者健康長寿サポート事業      | ①70～74歳<br>②75歳以上   | はり・きゅう・マッサージ、温泉等利用料金の助成<br>バス、タクシー利用料金の助成（②のみ）<br>①年額5,000円 ②年額8,000円            |
| はり・きゅう・マッサージ等施術費助成 | 65歳以上のねたきり又は認知症高齢者を在宅介護している60歳以上の方  | 介護者の健康保持・疲労回復を図るため、はり・きゅう・マッサージ等施術費の一部を助成する。<br>年額12,000円                        |
| いきいきデイクラブ          | 要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の在宅の高齢者で、日常生活が自立している方                                | 家への閉じこもり防止や心身機能の維持向上を図るため、昼間、老人福祉センターや地域交流センターなどで入浴や食事の提供、レクリエーションなどを行う。         |
| 高齢者にやさしい住まいづくり助成   | 要支援・要介護認定を受けていない65歳以上で、市民税非課税   | 手すり取付け、段差解消等の工事に対する助成<br>①世帯員全員非課税：対象経費の9/10（18万円上限）<br>②世帯員課税：対象経費の5/10（10万円上限） |
| 緊急通報システム           | 65歳以上の心身に支障のあるひとり暮らし高齢者や、一方が要介護認定・要支援認定を受けている高齢者のみの世帯                     | 緊急時に緊急通報受信センターと連絡できる機器を貸し出すとともに、緊急通報受信センターから月3回程度の安否確認を行う。                       |
| 高齢者日常生活用品給付        | ①65歳以上の要介護1～5認定の在宅の高齢者で、市民税非課税<br>②65歳以上の要介護4～5認定の在宅の高齢者を介護し、同居者全員が市民税非課税 | 紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋等の購入費用<br>①年額36,000円 ②年額72,000円                                |
| 高齢者在宅生活支援          | 75歳以上の在宅の高齢者で、ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯に属する方                                       | 自立した在宅生活の継続を図るため、軽易な家事援助などの日常生活上の支援に係る費用の一部を助成する。<br>年額6,000円                    |
| 配食サービス             | 65歳以上の在宅のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯   | 在宅の栄養改善の必要がある高齢者に対して、栄養状態の改善と見守りを目的として、昼食の宅配を行う。                                 |
| 訪問理美容サービス          | 65歳以上の在宅のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯に属する方で、心身の障害等により理容店、美容室に出向くことが困難な方               | 理容師、美容師の訪問出張にかかる費用の助成<br>年額6,000円  |
| 寝具洗濯乾燥サービス         | 65歳以上の在宅のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯に属する方で寝具類の衛生管理が困難な方                              | 布団の洗濯、乾燥消毒等のサービスを行う。<br>年額3,500円   |

# 敬老祝金について

# 1 事業概要

## 【目的】

高齢者に対して敬老祝金を支給し、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 【根拠法令】

- ◆ 郡山市敬老祝金支給条例
- ◆ 郡山市敬老祝金支給条例施行規則

## 【対象者】

77歳、88歳又は100歳になる誕生の日の属する月の初日において、市内に1月以上住所を有する引き続き6月以上本市の住民基本台帳に記録されている者

## 【支給額】

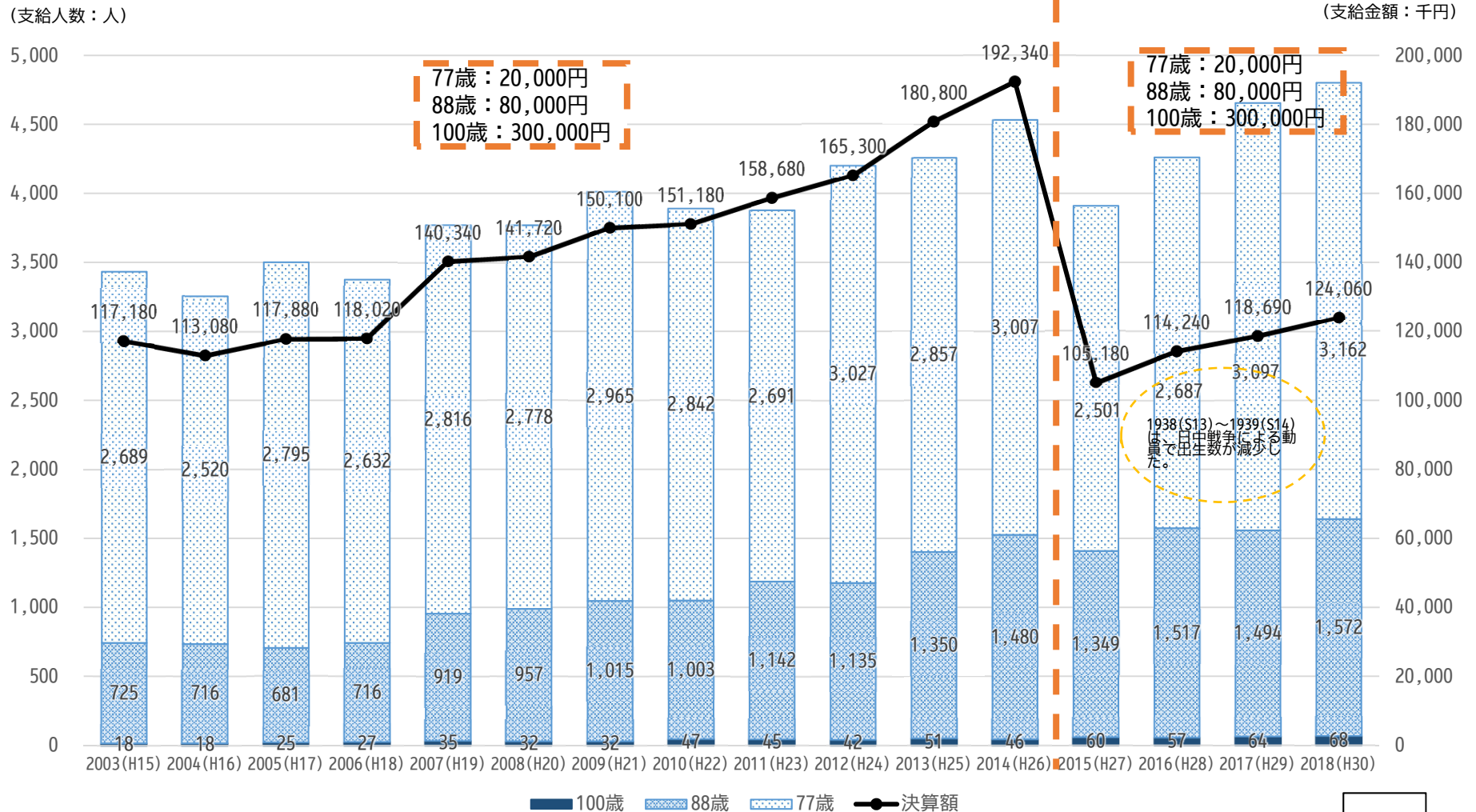
| 対象者区分 | 支給額      | 備考                   |
|-------|----------|----------------------|
| 77歳   | 10,000円  |                      |
| 88歳   | 50,000円  |                      |
| 100歳  | 200,000円 | 祝金の他に5,000円相当の記念品も贈呈 |

## 2 事業内容の変遷

| 時期         | 内容   |
|------------|--|
| 1958(S33)年 | 当時、脆弱であった年金制度を補完する目的で「敬老年金」の名称で創設<br>(支給額) 80歳から87歳まで 3,000円<br>88歳以上 6,000円 |
| 1966(S41)年 | 合併を機に「郡山市敬老年金支給条例」を制定  |
| 1973(S48)年 | 支給額の引き上げ<br>(支給額) 80歳以上一律 6,000円   |
| 1975(S50)年 | 支給年齢及び支給額の変更<br>(支給額) 77歳から79歳まで 6,000円<br>80歳以上 10,000円                     |
| 1978(S53)年 | 条例を全部改正し、「郡山市敬老祝金条例」を制定  |
| 1980(S55)年 | 支給年齢に100歳を追加<br>(支給額) 77歳から79歳まで 6,000円<br>80歳以上 10,000円<br>100歳 100,000円    |
| 2002(H14)年 | 支給年齢及び支給額の見直し<br>(支給額) 77歳 20,000円<br>88歳 80,000円<br>100歳 300,000円           |
| 2015(H27)年 | 支給年齢及び支給額の見直し<br>(支給額) 77歳 10,000円<br>88歳 50,000円<br>100歳 200,000円           |

### 3 支給人数及び金額の推移

対象者の増加に伴い、支給金額は増加傾向であったが、2015(H27)年からの支給金額見直し、併せて対象者（77歳）出生当時の出生数が減少していたことにより、全体の支給額は大幅に減少している。



※各年度には過年度支給が含まれるため、区分別支給人数に各区分の支給金額を乗じた全体の支給額とは一致しない。



## 4 他自治体の実施状況（中核市）

平成30年倉敷市調査結果によると、中核市40市のうち、敬老祝金を支給している自治体は本市を含めて24市。

|      | 77歳     | 80歳     | 88歳     | 90歳     | 95歳     | 99歳     | 100歳     | 105歳              | 110歳              |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|-------------------|-------------------|
| 八戸市  |         |         | 10,000円 |         |         |         | 100,000円 |                   |                   |
| 盛岡市  |         |         |         |         |         |         | 30,000円  |                   |                   |
| 秋田市  |         |         |         |         |         | 20,000円 |          |                   |                   |
| 福島市  |         |         | 5,000円  |         |         |         | 100,000円 |                   |                   |
| 郡山市  | 10,000円 |         | 50,000円 |         |         |         | 200,000円 |                   |                   |
| いわき市 |         |         | 50,000円 |         |         |         | 200,000円 |                   |                   |
| 宇都宮市 |         | 10,000円 |         | 30,000円 |         |         | 100,000円 |                   |                   |
| 川越市  | 10,000円 |         | 20,000円 |         |         | 30,000円 | 50,000円  | →                 |                   |
| 柏市   |         |         |         |         |         |         | 30,000円  |                   |                   |
| 富山市  |         |         |         |         |         |         | 50,000円  |                   |                   |
| 金沢市  |         |         |         |         |         |         | 50,000円  |                   |                   |
| 豊橋市  |         |         |         |         |         |         | 30,000円  |                   |                   |
| 岡崎市  |         |         |         |         |         |         | 10,000円  | →                 |                   |
| 姫路市  | 10,000円 |         | 20,000円 |         |         |         | 100,000円 |                   |                   |
| 明石市  | 5,000円  |         | 10,000円 |         |         |         | 30,000円  |                   |                   |
| 倉敷市  |         |         |         |         |         |         | 100,000円 |                   |                   |
| 福山市  |         |         |         |         |         |         | 20,000円  |                   |                   |
| 高松市  |         |         | 20,000円 |         |         | 30,000円 |          |                   |                   |
| 松山市  |         |         | 30,000円 |         |         |         | 50,000円  |                   |                   |
| 久留米市 |         |         |         | 20,000円 | 20,000円 |         | 50,000円  | 20,000円 → 50,000円 | 20,000円 → 50,000円 |
| 長崎市  |         |         |         |         |         | 50,000円 |          |                   |                   |
| 佐世保市 |         |         |         |         |         |         | 50,000円  |                   | 100,000円          |
| 宮崎市  |         | 10,000円 | 20,000円 |         |         |         |          |                   |                   |

## 5 他自治体の実施状況（県内）

平成31年4月1日現在、13市すべてが敬老祝金を支給している。  
会津若松市、相馬市は該当年齢以降継続して毎年祝金を支給している。

|       | 75歳     | 77歳     | 80歳     | 81歳    | 85歳    | 88歳     | 90歳    | 95歳    | 99歳     | 100歳             |
|-------|---------|---------|---------|--------|--------|---------|--------|--------|---------|------------------|
| 福島市   |         |         |         |        |        | 5,000円  |        |        |         | 100,000円         |
| 二本松市  |         |         |         |        |        | 5,000円  |        |        | 5,000円  | 100,000円         |
| 伊達市   |         |         |         |        |        | 10,000円 |        |        |         | 200,000円         |
| 本宮市   |         | 5,000円  |         |        |        | 10,000円 |        |        | 30,000円 | 100,000円         |
| 郡山市   |         | 10,000円 |         |        |        | 50,000円 |        |        |         | 200,000円         |
| 須賀川市  |         |         |         |        |        | 10,000円 |        |        |         | 100,000円         |
| 田村市   | 10,000円 |         | 20,000円 |        |        | 30,000円 |        |        |         | 300,000円         |
| 白河市   |         |         |         |        |        |         |        |        |         | 100,000円         |
| 会津若松市 |         |         |         | 5,000円 |        |         |        |        |         | 50,000円<br>または大杯 |
| 喜多方市  |         |         |         |        | 5,000円 |         | 5,000円 | 5,000円 |         | 200,000円         |
| 相馬市   |         |         |         |        | 5,000円 |         |        |        |         | 100,000円         |
| 南相馬市  |         | 10,000円 |         |        |        | 10,000円 |        |        |         | 100,000円         |
| いわき市  |         |         |         |        |        | 50,000円 |        |        |         | 200,000円         |

# 敬老会のあり方について

# 1 敬老会を実施することの根拠

○国の法律など

|           |          |   |
|-----------|----------|---|
| 1951(S26) | 「としよりの日」 | 全国社会福祉協議会が国民的行事として行う。   |
| 1963(S38) | 「老人の日」   | 「老人福祉法」の制定。   |
| 1966(S41) | 「敬老の日」   | 「国民の祝日に関する法律」の改正により、国民の祝日となる。<br>「老人福祉法」の一部改正により、「敬老の日」にふさわしい行事の実施努力が規定される。 |
| 2003(H15) |          | 「国民の祝日に関する法律」の改正により、9月の第3月曜日になる。  |

## 老人福祉法

(老人の日及び老人週間)

第5条 国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すため、老人の日及び老人週間を設ける。

2 老人の日は9月15日とし、老人週間は同日から同月21日までとする。

3 国は、老人の日においてその趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとし、国及び地方公共団体は、老人週間において老人の団体及びその他によってその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない。

## 2 高齢者、老人の定義

### ○国際的な機関による定義

|              |       |
|--------------|-------|
| 国連           | 60歳以上 |
| 世界保健機関 (WHO) | 65歳以上 |

### ○日本の法律による定義

|                   |                          |
|-------------------|--------------------------|
| 高齢者の医療の確保に関する法律   | 前期高齢者：65～74歳、後期高齢者：75歳以上 |
| 高年齢者雇用安定法         | 55歳以上                    |
| 高齢者の居住の安定確保に関する法律 | 60歳以上                    |
| 道路交通法             | 高齢者講習：70歳以上、認知機能検査：75歳以上 |

一律の定義はない！  
最近の流れは…

〇〇歳以上と定義することは現実的ではない  
(平成30年2月 高齢社会対策大綱)

#### 【日本老年学会の提言（平成29年1月）】

特に65～74歳の前期高齢者においては、心身の健康が保たれており、活発な社会活動が可能な人が大多数を占めていることから、75～89歳を「高齢者 高齢期」

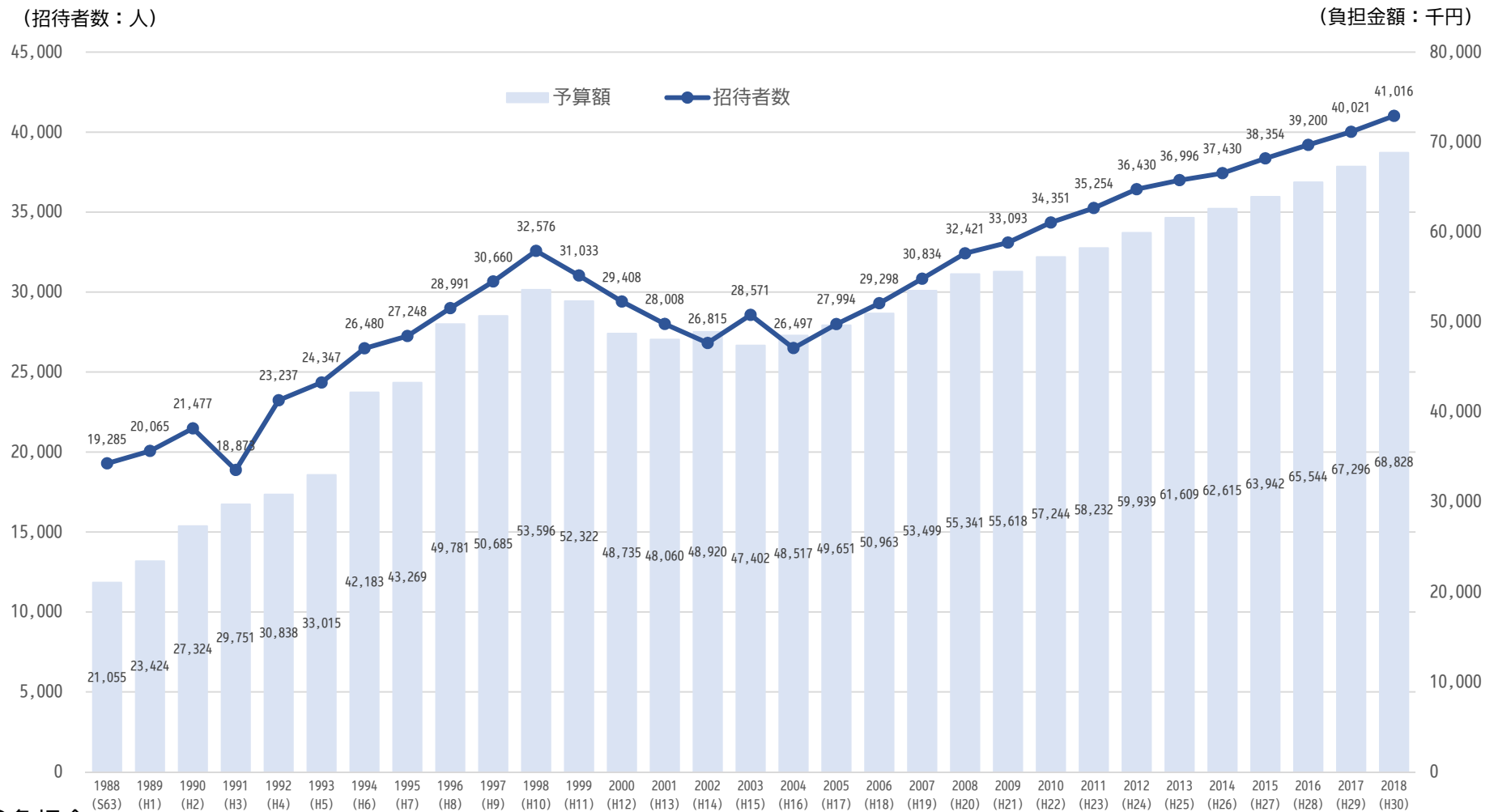
#### 【高齢者の日常生活に関する意識調査（平成26年度）】調査対象：全国60歳以上の男女6,000人

「何歳頃から高齢者だと思うか？」の問いに対し、「70歳以上」もしくはそれ以上、または、「年齢では判断できない」という答えが回答者の9割以上

### 3 本市敬老会のこれまで

|            |   |
|------------|---|
| 1965(S40)～ | 旧市1ヶ所と行政センター12地区の会場で市が主催者となって開催<br>対象年齢は70歳以上   |
| 1988(S63)～ | 旧市地区を町内会連合会毎の実行委員会方式で開催（37地区1施設）  |
| 1991(H3)～  | 行政センター地区においても実行委員会方式で開催   |
| 1998(H10)  | <p>「敬老会のあり方に関する検討会」設置（構成員：自治会連合会役員9名）</p> <p><b>【提言内容要旨】</b></p> <p>①対象年齢引き上げ<br/>1998(H10)年度まで70歳以上。1999(H11)から2003(H15)年度にかけて1歳ずつ対象年齢引き上げを実施。</p> <p>②記念品見直し<br/>1998(H10)年度には招待者全員対象記念品のほかに、100歳以上、88歳、80歳以上、75歳以上夫婦に対する記念品を贈呈していたが、招待者全員、99歳、88歳に整理。</p> <p>③式典内容<br/>地区の状況に応じた創意・工夫により実施</p> |
| 1999(H11)～ | 対象年齢1歳ずつ引き上げ  |
| 2003(H15)  | 対象年齢75歳以上   |
| 2018(H30)  | <p>54地区4施設において敬老会を開催</p> <p>本庁管内22地区<br/>行政センター管内32地区<br/>（※富田3地区、大槻4地区、富久山9地区、田村5地区、熱海2地区）</p>   |
| 2019(R1)   | <p>56地区4施設において敬老会を開催予定</p> <p>本庁管内22地区<br/>行政センター管内34地区<br/>（※富田3地区、大槻6地区、富久山9地区、田村5地区、熱海2地区）</p>   |

# 4 本市敬老会の招待者数及び負担金額の推移



## ○負担金

|       |     |     |     |     |
|-------|-----|-----|-----|-----|
| 事務費単価 | 100 | 200 | 220 | 210 |
| 祝品代単価 | 550 | 700 | 735 | 840 |

### 【負担金の算定方法】

事務費 地区割50,000円 + { (招待者数 + 実行委員等数) × 事務費単価 }  
 祝品代 (招待者数 + 実行委員等数) × 祝品代単価

} 事務費 + 祝品代 = 各地区への負担金

# 5 高齢者保健福祉に関するアンケート調査の結果から

## 【一般高齢者実態調査の概要】

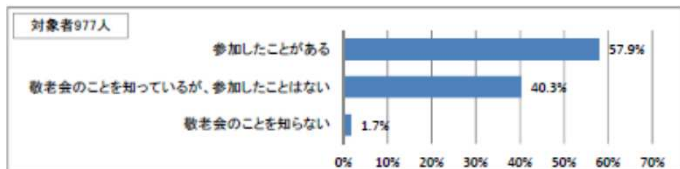
調査対象：市内在住の65歳以上（要支援・要介護認定者、同時期に行われた福祉関係アンケート対象者を除く。）

調査数：3,000人 有効回答者数：2,062人（回答率68.7%）

調査時期：2017(H29)年1月

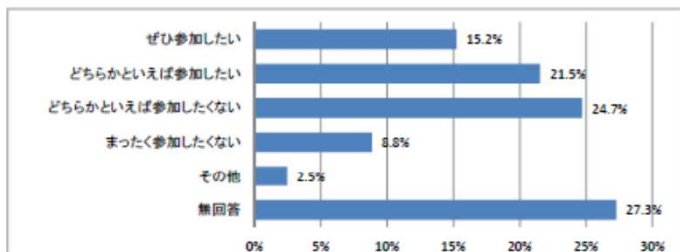
問26 敬老会への参加

75歳以上の方にお伺いします。  
本市では、75歳以上の方を招待し、各地区ごとに敬老会を開催しています。  
あなたは敬老会に参加したことがありますか。【〇は1つ】



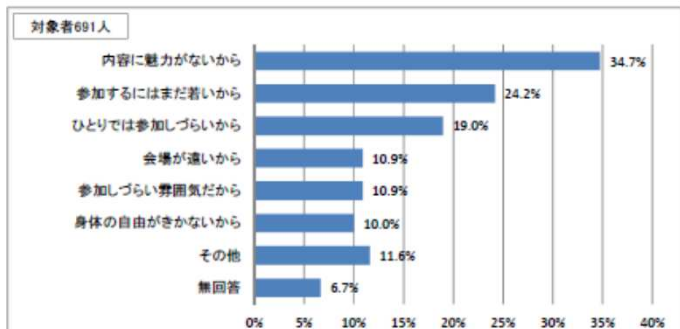
問27 参加希望

今後、敬老会に参加したいと思いますか。【〇は1つ】



問27◆ 参加したくない理由

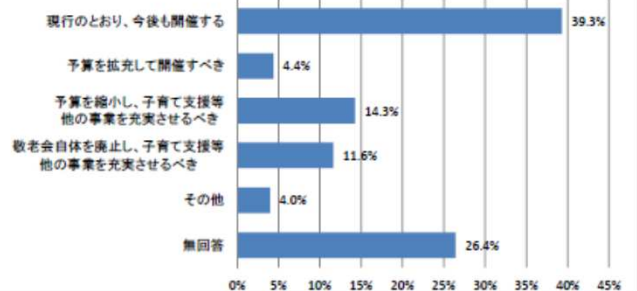
問27で「どちらかといえば参加したくない」または「まったく参加したくない」を選んだ方にお伺いします。敬老会に参加したくない理由をお答えください。  
【あてはまるものすべてに〇】



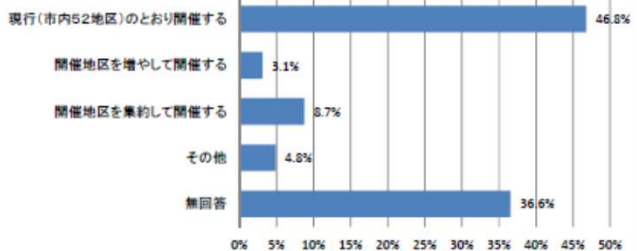
問28 敬老会の開催方法等

今後も高齢者人口が増えていく状況の中、敬老会の招待者数も増加していくことが予想されます。今後の敬老会の開催方法やあり方についてどのように思われますか。  
【それぞれあてはまるものに〇は1つ】

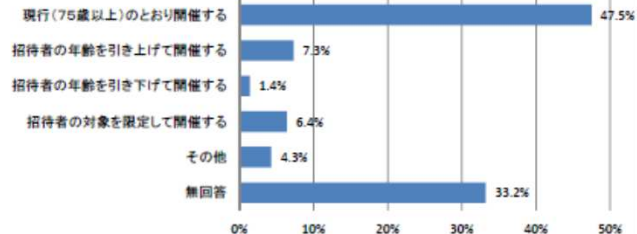
敬老会の開催方法について



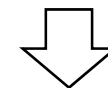
敬老会の開催地区について



敬老会の招待者について



問27の今後の参加希望では、「参加したい」(36.7%)、「参加したくない」(33.5%)、「無回答」(27.3%)とほぼ同割合である。問28の開催方法では、問27において「参加したい」と回答している者は「現行どおり」(66.4%)と回答している者の割合が最も高く、同じく「参加したくない」と回答している者では、「現行どおり」(25.2%)と回答している者がいるものの、「縮小」(22.3%)または「廃止」(24.0%)と回答している者の割合も高く、「無回答」(19.4%)も高い。



「参加したい」者は現行どおりの内容で満足しているが、「参加したくない」者は、敬老会に関心がなく、縮小または廃止しても構わないと考えている。ただし、この調査対象には要支援・要介護認定者が含まれていないことを考慮する必要がある。



# 6 敬老会実行委員会に対するアンケート結果から

【平成30年度敬老会実行委員会に対するアンケート】

調査対象：各地区実行委員会 調査数：54地区 調査時期：平成30年度敬老会終了後～12月末

|                            |  |
|----------------------------|--|
| 出席状況                       | <p>出席 23.6%      欠席 76.4%</p>  |
| 敬老会の実施方法について               | <p>今までどおり各地区の実行委員会が実施 79.6%      市が実施 20.4%</p>  |
| 対象年齢について                   | <p>引き上げる（77、80歳等） 22.2%      今までどおり（75歳） 75.9%      引き下げる（70歳） 1.9%</p>                          |
| 欠席者の記念品について                | <p>届けた 57.4%      取りに来てもらった 24.1%      その他 18.5%</p> <p>その他…米寿・白寿のみ届けた、各町内会に任せた、可能な範囲で届けた など</p> |
| （上記届けた地区のうち）今後の記念品の配達について  | <p>続ける 61.3%      やめたい 35.5%      その他（検討中） 3.2%</p>  |
| 市からの記念品を廃止し、負担金を増額することについて | <p>賛成 11.1%      反対 64.8%      どちらでもない 24.1%</p>   |

## 7 敬老会実行委員会からの意見

【平成30年度敬老会実行委員会に対するアンケート】の「その他の意見・要望」から抜粋

実行委員の中には敬老会招待者も多く、地域の方の負担が大きい。

市内で使える商品券を市からの祝品にしてほしい。

開催可能な時期の拡大を望む。9月は天候が不安定な時期であり、荒天時に高齢者が会場へ足を運ぶのは難しい。

招待者の年齢の引き上げを、段階的に75歳から77歳にするといった変革が必要となるのではないかと感じる。

75歳以上人口が増える中、敬老会の事業廃止を真剣に検討すべき。

アトラクションの内容の充実が課題。何かアドバイスがほしい。

敬老会事業は、まさに一部の参加者のみの事業となっており、不参加者への敬老が可能となる政策に変更すべき。

招待年齢を80歳以上にしてほしい。

敬老会予算を廃止して「シルバーパスとしてバスフリー券」や「デマンドタクシー（バス）の運用」を可能として、元気老人をつくる街づくりに転換すべき。

敬老会は高齢者だけでなく、孫や曾孫などを含めた、若い世代の方も巻き込んだ、地域ぐるみの協力や一体感を感じる良い機会となっており、ひいてはこのような機会が地域防災や、地域包括ケアシステム環境整備構築にも役立つのではないかと感じた。

成人式を参考に招待年齢を75歳に統一、市に主催を一本化し、ビックパレットを会場とし開催したらどうかとの意見があった。

会場が狭く、今後、招待者が増えると、対応することが難しい。

# 8 福島県内の実施状況

## 平成30年8月に福島県が県内市町村に対し行った敬老事業実施状況結果

| 市町村名    | 開催日                | 時間          | 場所                    | 対象者(参加予定人数)        | 内容                                 |
|---------|--------------------|-------------|-----------------------|--------------------|------------------------------------|
| 福島市     | 9/1~9/24           | 各地区による      | とうほう・みんなの文化センター 外     | 34,794人            | 式典、アトラクション等                        |
| 二本松市    | 9/2~9/29           | 各地区による      | 市内12ヶ所及び6施設           | 75歳以上約9,000人       | 式典、記念品贈呈、アトラクション                   |
| 伊達市     | 9/9~9/30           | 各地区による      | 伊達市ふるさと会館 外           | 75歳以上(約11,000人)    | 式典、記念品贈呈、アトラクション等                  |
| 本宮市     | 9/1~9/26           | 各地区による      | サンライズもとみや 外           | 約6,000人            | 式典、金婚表彰、アトラクション                    |
| 伊達郡桑折町  | 9/8                | 10:00~11:45 | 桑折町地域交流センター(藤芳小学校体育館) | 75歳以上2,350人(約400人) | 式典、表彰、アトラクション                      |
| 伊達郡国見町  | 9/15               | 10:00~      | 親月台文化センター             | 75歳以上(600人)        | 表彰、アトラクション                         |
| 伊達郡川俣町  | 9/9~9/17           | 各地区による      | 川俣町中央公民館              | 75歳以上(約1,000人)     | 各地区による                             |
| 安達郡大玉村  | 9月中の開催なし※8月開催      |             |                       |                    |                                    |
| 郡山市     | 9/8~9/17           | 各地区による      | 市内54ヶ所及び4施設           | 約40,000人           | 式典、記念品贈呈、アトラクション                   |
| 須賀川市    | 開催なし(行政区・町内会ごとに実施) |             |                       |                    |                                    |
| 田村市     | 9/16               | 10:00~      | 市内11ヶ所                | 7,300人             | 式典、演芸                              |
| 岩瀬郡鏡石町  | 9/15               | 9:30~       | 鳥見山体育館                | 300人               | 表彰、アトラクション                         |
| 岩瀬郡天栄村  | 9/15               | 10:00~12:30 | 天栄村体育館                | 70歳以上(約500人)       | 式典、アトラクション                         |
| 石川郡石川町  | 9/9~9/23           | 各地区による      | 山橋自治センター 外5ヶ所         | 確認中                | 検討中                                |
| 石川郡玉川村  | 9/8                | 10:00~      | たまかわ文化体育館             | 998人(250人)         | 式典、表彰、アトラクション                      |
| 石川郡平田村  | 9/9                | 9:30~11:30  | 平田村勤労者体育センター          | 約300人              | 表彰、アトラクション                         |
| 石川郡浅川町  | 9/15               | 9:30~12:30  | 浅川町民体育館               | 75歳以上 約1,000人      | 表彰、演芸                              |
| 石川郡古殿町  | 9/15               | 9:00~12:00  | やぶさめアリーナ(町民体育館)       | 75歳以上(約350人)       | 式典、記念品贈呈、金婚夫婦表彰、アトラクション            |
| 田村郡三春町  | 9/8~9/19           | 各地区による      | 三春交流館まほら 外9ヶ所         | 75歳以上2,991人        | 式典、記念品贈呈、アトラクション                   |
| 田村郡小野町  | 9/17               | 10:00~12:20 | 小野町多目的集会所             | 75歳以上(集計中)         | 式典、余興                              |
| 白河市     | 9月中の開催なし※10月開催予定   |             |                       |                    |                                    |
| 西白河郡西郷村 | 9/10、9/11          | 10:00~12:00 | 東京第一ホテル新白河            | 80歳以上(約400人)       | 表彰、アトラクション、会食                      |
| 西白河郡泉崎村 | 9/15               | 10:00~      | 泉崎村農業者トレーニングセンター      | 400人               | 式典、アトラクション                         |
| 西白河郡中島村 | 9/27               | 10:00~      | 中島村生涯学習センター輝ら里        | 約500人              | 式典、敬老祝金・記念品贈呈、金婚・ダイヤモンド婚表彰、アトラクション |
| 西白河郡矢吹町 | 9/15               | 9:30~12:00  | 矢吹町文化センター             | 約2,600人(約800人)     | 式典、アトラクション、お楽しみ抽選会                 |
| 東白川郡棚倉町 | 9/15               | 9:30~       | 棚倉町文化センター             | 約300人              | 式典、表彰、アトラクション、お楽しみ抽選会              |
| 東白川郡矢祭町 | 9/16               | 9:30~       | ユーバル矢祭                | 75歳以上(300人)        | 式典、表彰、アトラクション                      |
| 東白川郡塙町  | 9/16               | 11:00~      | 塙農村勤労福祉会館             | 80歳以上1,289人(約300人) | 式典、表彰、アトラクション                      |
| 東白川郡鮫川村 | 9/15               | 10:00~12:30 | 鮫川村農業者トレーニングセンター      | 75歳以上 720人(約500人)  | 記念品贈呈、作文朗読、アトラクション、金婚夫婦表彰          |

| 市町村名     | 開催日              | 時間          | 場所                    | 対象者(参加予定人数)          | 内容                        |
|----------|------------------|-------------|-----------------------|----------------------|---------------------------|
| 会津若松市    | 9/1~9/17         | 各地区による      | 會津風雅堂 外6ヶ所            | 75歳以上18,754人(3,000人) | 式典、児童作文表彰・発表、アトラクション      |
| 喜多方市     | 8/25~9/22        | 各地区による      | 各地区による                | 8,754人               | 各地区による                    |
| 耶麻郡北塩原村  | 9/19             | 11:30~      | ラピスバ裏磐梯               | 75歳以上(約180人)         | 記念品贈呈、金婚夫婦表彰、アトラクション      |
| 耶麻郡西会津町  | 9/8、9/9、9/16     | 10:00~12:00 | さゆり公園体育館、奥川みらい交流館体育館  | 75歳以上1,830人          | 式典、祝品贈呈、金婚夫婦表彰、アトラクション    |
| 耶麻郡磐梯町   | 9/8              | 9:30~12:20  | 磐梯町民体育館               | 868人                 | 式典、演芸会                    |
| 耶麻郡猪苗代町  | 9/8              | 9:30~       | 猪苗代町総合体育館             | 1,000人               | 式典、演芸                     |
| 河沼郡会津坂下町 | 9/8              | 9:30~12:00  | 坂下南小学校体育館             | 75歳以上(約400人)         | 式典、金婚式・結婚60周年表彰、アトラクション   |
| 河沼郡湯川村   | 9/16             | 9:40~12:00  | 湯川村体育館                | 75歳以上(約300人)         | 式典(記念品贈呈)、アトラクション         |
| 河沼郡柳津町   | 9/16、9/17        | 9:30~       | 会津柳津学園中学校体育館、西山小学校体育館 | 75歳以上(約340人)         | 金婚表彰、式典、アトラクション           |
| 大沼郡三島町   | 9/5              | 10:30~13:00 | 三島町生涯学習センター体育館        | 75歳以上(約250人)         | 表彰、演芸                     |
| 大沼郡金山町   | 9/17             | 10:00~12:00 | 金山町民体育館               | 774人                 | 米寿のお祝い、金婚夫婦表彰式、熟年成人式、余興   |
| 大沼郡昭和村   | 9/15             | 10:00~      | 昭和村公民館                | 70歳以上(約300人)         | 記念品贈呈、金婚夫婦表彰、アトラクション      |
| 大沼郡会津美里町 | 9/8              | 10:00~      | 高田体育館、本郷体育館、新鶴小学校体育館  | 75歳以上4,406人(約480人)   | 式典、アトラクション、金婚夫婦表彰、菓子の贈呈   |
| 南会津郡下郷町  | 開催なし             |             |                       |                      |                           |
| 南会津郡檜枝岐村 | 9/18             | 11:00~14:35 | 檜枝岐村東雲館               | 75歳以上130人            | 式典、アトラクション                |
| 南会津郡只見町  | 9/8、9/9、9/15     | 11:00~13:00 | 雫の郷 湯らり               | 75歳以上約1,200人(約600人)  | 祝宴、アトラクション                |
| 南会津郡南会津町 | 開催なし             |             |                       |                      |                           |
| 相馬市      | 9/8~23           | 各地区による      | 大野公民館 外7ヶ所            | 75歳以上(約4,900人)       | アトラクション、祝品贈呈(85歳以上)、祝品贈呈  |
| 南相馬市     | 開催なし             |             |                       |                      |                           |
| 双葉郡広野町   | 9/5              | 10:00~      | 広野町中央体育館              | 400人                 | 金婚表彰、最高齢表彰、余興             |
| 双葉郡楢葉町   | 9/20             | 10:00~12:00 | 楢葉町コミュニティセンター         | 70歳以上(約250人)         | 式典、アトラクション                |
| 双葉郡富岡町   | 9/14             | 11:30~      | 富岡町総合体育館              | 500人                 | 式典                        |
| 双葉郡川内村   | 9/1              | 10:00~11:30 | 川内村村民体育センター           | 75歳以上644人(約200人)     | 式典(祝品贈呈、金婚表彰)、アトラクション     |
| 双葉郡大熊町   | 非公表              |             |                       |                      |                           |
| 双葉郡双葉町   | 9/15             | 11:30~      | 八幡台やまたまや              | 65歳以上(300人)          | 式典、屋食交流会、アトラクション          |
| 双葉郡浪江町   | 9月中の開催なし※10月開催予定 |             |                       |                      |                           |
| 双葉郡葛尾村   | 9/13             | 11:00~      | 地域福祉センター              | 約300人                | 式典、祝品贈呈、金婚夫婦記念品贈呈、アトラクション |
| 相馬郡新地町   | 9/15             | 9:00~12:00  | 新地町総合体育館              | 75歳以上約1,000人         | 表彰、アトラクション                |
| 相馬郡飯館村   | 9/9              | 10:30~12:30 | 飯館中学校体育館              | 75歳以上(約300人)         | 式典(祝品贈呈・金婚表彰)、アトラクション     |
| いわき市     | 9月中の開催なし※10月開催予定 |             |                       |                      |                           |

(13市30町15村中※非公表の大熊町を除く) 敬老会を行っている市町村 12市29町15村 (96.6%)

南相馬市…市として敬老会は実施していない。各区あるいは各区内の地区を単位に自主的に開催されているが、市として把握していない。

# 9 中核市の実施状況

旭川市が平成29年8月に行った調査結果

|                |               |          |
|----------------|---------------|----------|
| 実施状況           | 実施している        | 27市／48市中 |
|                | 実施していない       | 21市／48市中 |
| ※以降は実施している市の状況 |               | 中核市27市中  |
| 事業費            | ～5百万円         | 5市       |
| (H28決算見込額)     | 5百万円～1千万円     | 2市       |
|                | 1千万円～3千万円     | 8市       |
|                | 3千万円～5千万円     | 6市       |
|                | 5千万円～1億円      | 4市       |
|                | 1億円～          | 1市       |
|                | その他           | 1市       |
| 1人当たり事業単価      | ～500円         | 4市       |
|                | 500円～1,000円   | 4市       |
|                | 1,000円～1,500円 | 5市       |
|                | 1,500円～2,000円 | 3市       |
|                | 2,000円～       | 1市       |
|                | その他(算出不可等)    | 10市      |
| 対象者年齢          | 65歳以上         | 2市       |
|                | 70歳以上         | 3市       |
|                | 75歳以上         | 12市      |
|                | 76歳以上         | 1市       |
|                | 77歳以上         | 1市       |
|                | 80歳以上         | 1市       |
|                | 特になし          | 1市       |
|                | その他           | 6市       |
| 開催方法           | 市主催           | 4市       |
|                | 地区ごと(施設等含む)   | 22市      |
|                | その他           | 1市       |

は、本市該当区分

## 【最近事業廃止した自治体】

| 自治体名 | 廃止時期            | 廃止した理由   |
|------|-----------------|--|
| 前橋市  | 平成24年度          | 不明   |
| 高槻市  | 平成28年度<br>で式典廃止 | 高齢者の誰もが参加できる行事へと見直しを図ったため(介護予防等を目的としているイベントに統合した)                      |
| 尼崎市  | 平成21年度          | 行財政構造改革の取り組みとして見直しを行い平成21年度末で廃止し、より地域交流を図るための補助事業(地域福祉活動推進事業補助金)に転換した。 |

# 高齢者健康長寿サポート事業 について

# 1 事業創設の経緯

| 時期           | 内容                                      |
|--------------|---|
| 2013(H25).10 | 一般高齢者実態調査実施                             |
| 2014(H26).4  | 郡山市地方社会福祉審議会に対し、<br>「高齢者福祉に関する事項」について諮問 |
| 2014(H26).10 | 上記諮問に対する答申                              |

| 諮問事項               | 答申（要約）   |
|--------------------|--|
| 今後の高齢社会のあり方と施策の方向性 | <ul style="list-style-type: none"><li>● 高齢者が自ら地域や社会に参加し、貢献する仕組みづくりを一層推進する。</li><li>● 高齢者の自立を支援し、QOLの向上を目指す。</li><li>● 国、県、市関係部局や民間事業者等と緊密な連携、協力を図りながら高齢者のための施策を推進する。</li></ul> |
| 高齢者の交通手段の確保        | <ul style="list-style-type: none"><li>● 高齢者の移動支援に係る施策を実施する。</li></ul>  |
| 敬老祝金事業の見直し         | <ul style="list-style-type: none"><li>● 社会情勢の変化に対応した制度への見直しを行い、事業を実施する。</li></ul>  |
| 各種助成券の共通化          | <ul style="list-style-type: none"><li>● はり・きゅう・マッサージ券及び温泉券を共通化し、併せて、路線バス利用助成券やタクシー利用助成券を加える。</li><li>● 助成対象年齢に達している高齢者が等しくサービスが受けられるための制度改正を行う。</li></ul>                      |

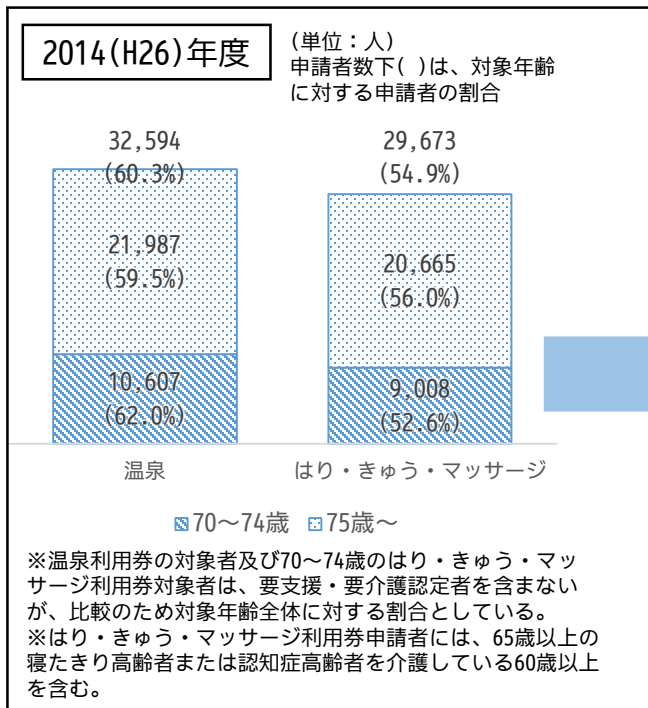
## 2 高齢者の交通手段の確保及び各種助成券の共通化

| 時期           | 内容   |                  |             |               |      |  |  |                  |    |    |      |        |                      |   |   |   |   |       |                      |   |   |   |   |
|--------------|--|------------------|-------------|---------------|------|--|--|------------------|----|----|------|--------|----------------------|---|---|---|---|-------|----------------------|---|---|---|---|
| 1993(H5).11  | はり、きゅう、マッサージ等施術費助成事業開始   |                  |             |               |      |  |  |                  |    |    |      |        |                      |   |   |   |   |       |                      |   |   |   |   |
| 2005(H17).9  | 元気高齢者温泉等利用助成事業開始   |                  |             |               |      |  |  |                  |    |    |      |        |                      |   |   |   |   |       |                      |   |   |   |   |
| 2015(H27).4  | 高齢者健康長寿サポート事業開始  |                  |             |               |      |  |  |                  |    |    |      |        |                      |   |   |   |   |       |                      |   |   |   |   |
|              | <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象年齢</th> <th rowspan="2">助成額<br/>(年額)</th> <th colspan="4">利用券が利用できるサービス</th> </tr> <tr> <th>はり・きゅう・<br/>マッサージ</th> <th>温泉</th> <th>バス</th> <th>タクシー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70～74歳</td> <td>5,000円<br/>(500円×10枚)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>75歳以上</td> <td>8,000円<br/>(500円×16枚)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> | 対象年齢             | 助成額<br>(年額) | 利用券が利用できるサービス |      |  |  | はり・きゅう・<br>マッサージ | 温泉 | バス | タクシー | 70～74歳 | 5,000円<br>(500円×10枚) | ○ | ○ | × | × | 75歳以上 | 8,000円<br>(500円×16枚) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 対象年齢         | 助成額<br>(年額)  |                  |             | 利用券が利用できるサービス |      |  |  |                  |    |    |      |        |                      |   |   |   |   |       |                      |   |   |   |   |
|              |  | はり・きゅう・<br>マッサージ | 温泉          | バス            | タクシー |  |  |                  |    |    |      |        |                      |   |   |   |   |       |                      |   |   |   |   |
| 70～74歳       | 5,000円<br>(500円×10枚)   | ○                | ○           | ×             | ×    |  |  |                  |    |    |      |        |                      |   |   |   |   |       |                      |   |   |   |   |
| 75歳以上        | 8,000円<br>(500円×16枚)   | ○                | ○           | ○             | ○    |  |  |                  |    |    |      |        |                      |   |   |   |   |       |                      |   |   |   |   |
| 2016(H28).4  | 利用助成対象事業所に福祉限定タクシーを追加<br>NORUCA積み増し出張サービスを開始   |                  |             |               |      |  |  |                  |    |    |      |        |                      |   |   |   |   |       |                      |   |   |   |   |
| 2016(H28).10 | 利用助成対象事業所ステッカーの配布  |                  |             |               |      |  |  |                  |    |    |      |        |                      |   |   |   |   |       |                      |   |   |   |   |
| 2017(H29).4  | これまでの窓口による申請に加え、郵送、メール、FAX、簡易電子申請システムによる受付を開始  |                  |             |               |      |  |  |                  |    |    |      |        |                      |   |   |   |   |       |                      |   |   |   |   |
| 2017(H29).5  | 裏面に申請書を印刷した事業周知チラシを広報と同時配布   |                  |             |               |      |  |  |                  |    |    |      |        |                      |   |   |   |   |       |                      |   |   |   |   |
| 2018(H30).5  | 裏面に申請書を印刷した事業周知チラシを広報と同時配布   |                  |             |               |      |  |  |                  |    |    |      |        |                      |   |   |   |   |       |                      |   |   |   |   |

# 3 申請者数の推移

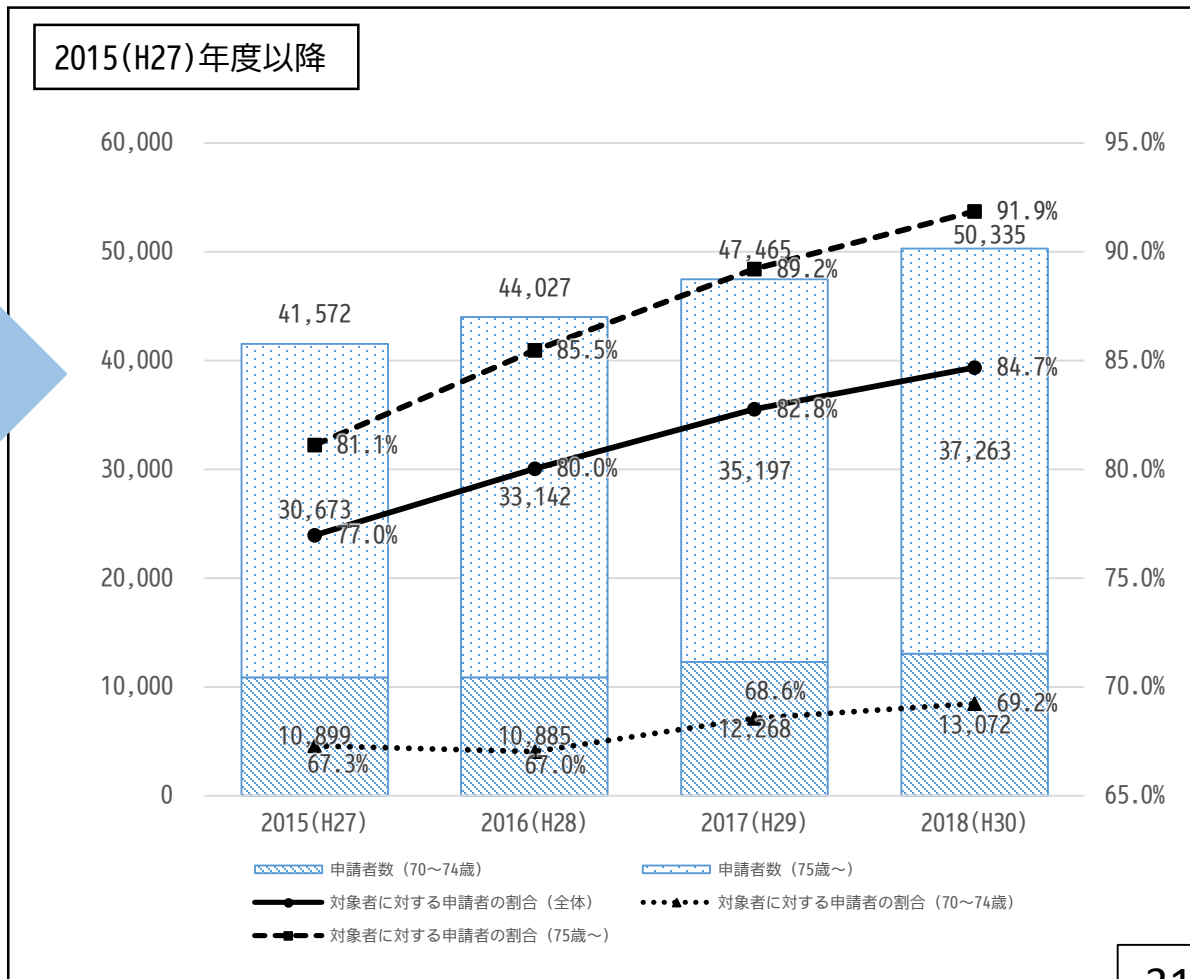
2014(H26) 年度以前の温泉利用券及びはり・きゅう・マッサージ利用券は、要介護・要支援認定を受けている方は助成を受けられないものがあつたが、利用券の共通化に併せて助成対象者を年齢要件のみとしたことから、申請者数及び対象年齢に対する申請者数の割合は増加した。

また、事業実施後もより多くの対象となる高齢者に申請いただくため、周知方法や申請方法を拡充したことにより、対象者に対する申請者の割合は増加しており、本事業の周知が図られていると考えられる。



**【各年度の対象者数】** (単位：人)  
出典：市民課「行政区別・年齢別人口調べ」各年度末3月31日現在

| 年度     | 2014(H26) | 2015(H27) | 2016(H28) | 2017(H29) | 2018(H30) |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 70~74歳 | 17,120    | 16,193    | 16,238    | 17,891    | 18,879    |
| 75歳~   | 36,934    | 37,808    | 38,770    | 39,451    | 40,557    |
| 合計     | 54,054    | 54,001    | 55,008    | 57,342    | 59,436    |

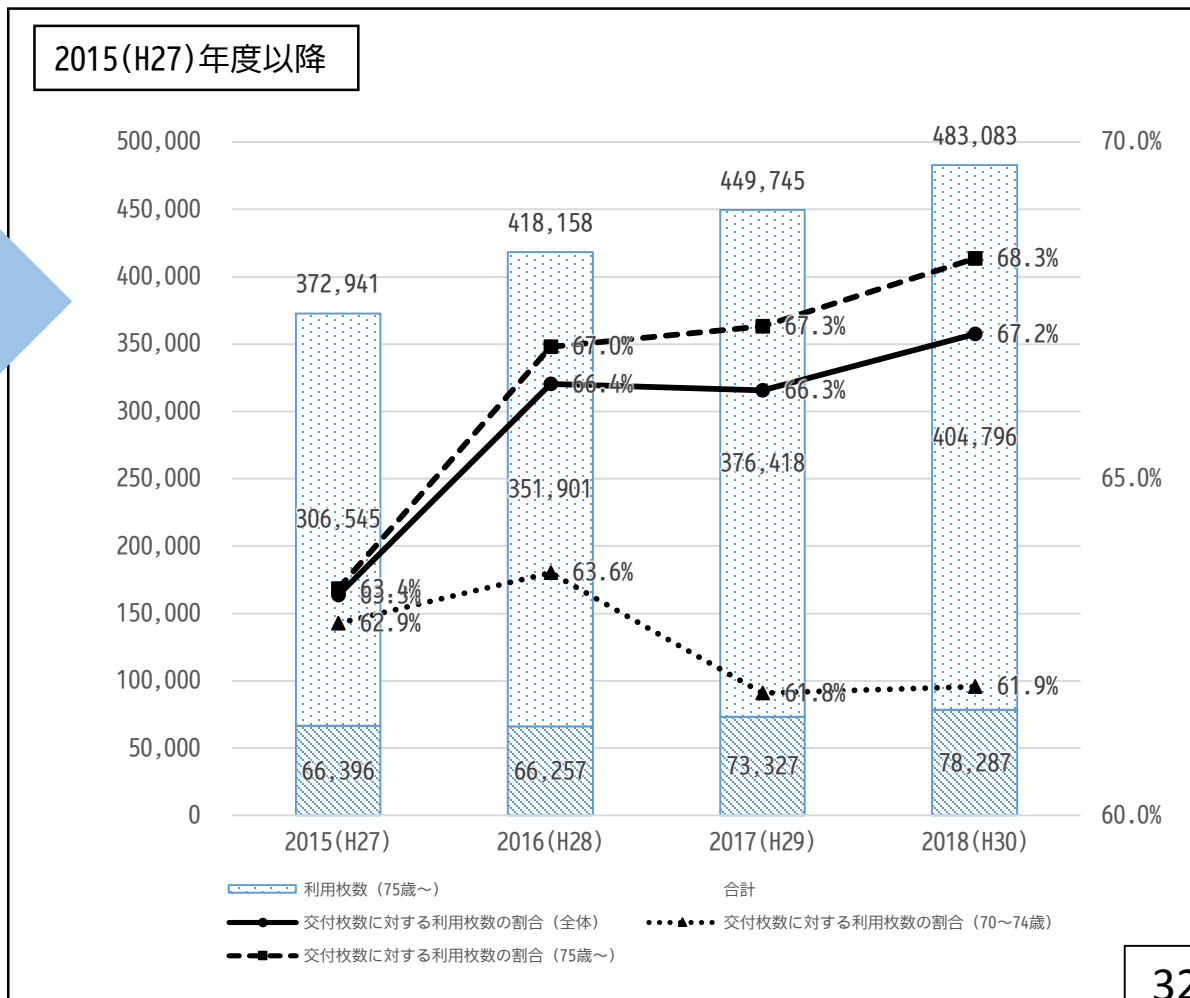
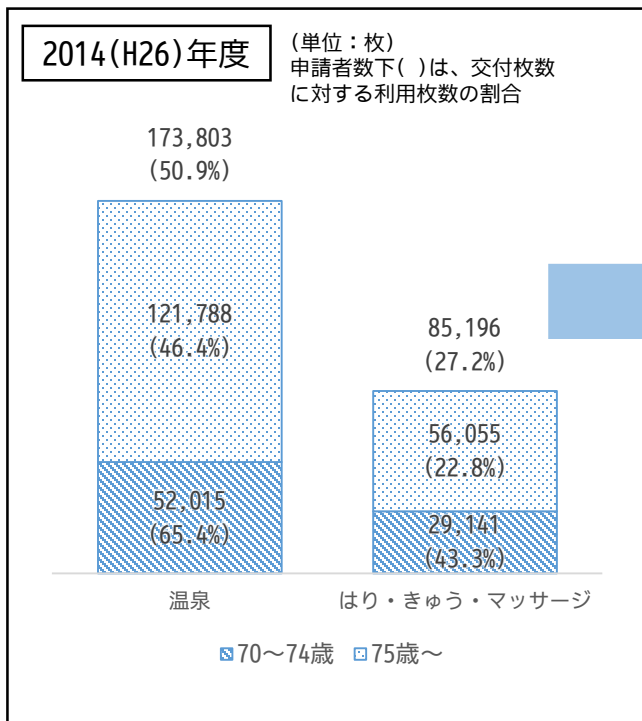




# 4 利用状況の推移

2014(H26) 年度以前の制度において交付枚数に対する利用枚数の割合は、温泉で50.9%、はり・きゅう・マッサージで27.2%であったが、2015(H27)年度に利用券の共通化、及び75歳以上のバス及びタクシーへの利用を可能としたことにより、60%を超える利用となった。

交付された利用券が、社会参加のきっかけづくりとして有効に使われていると考えられる。



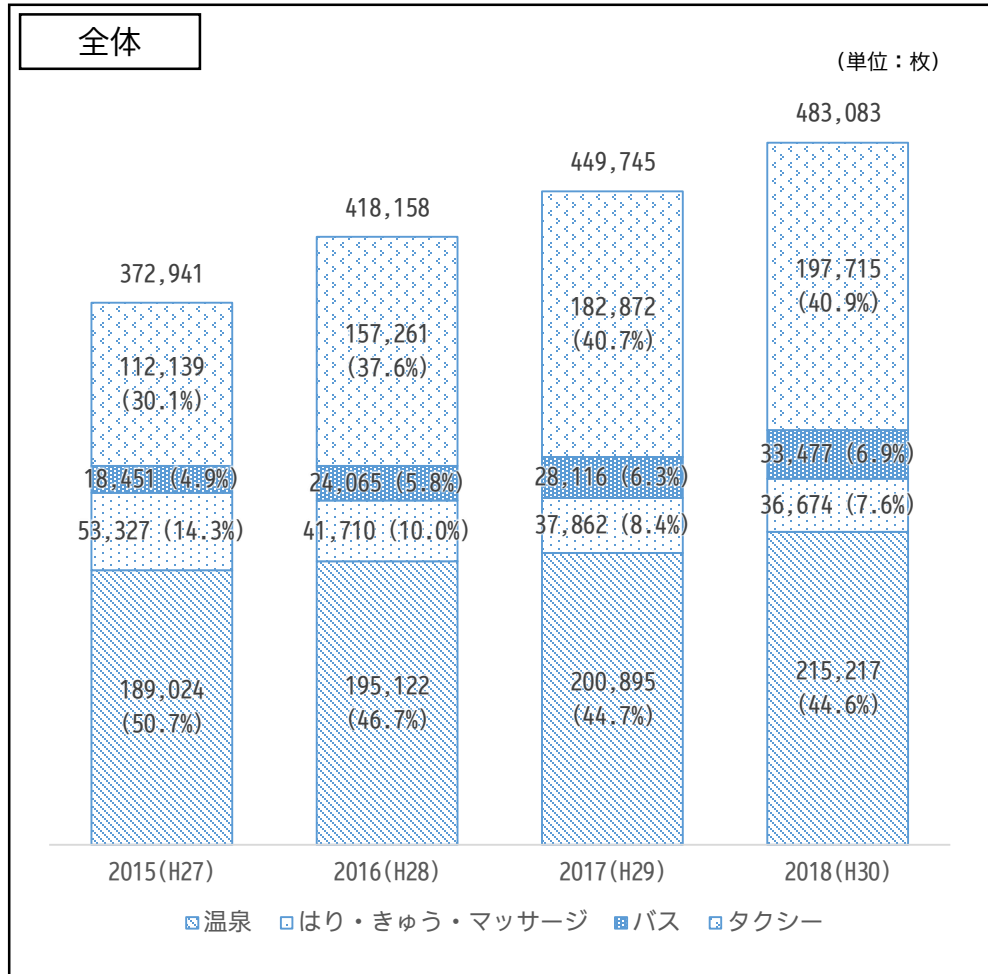
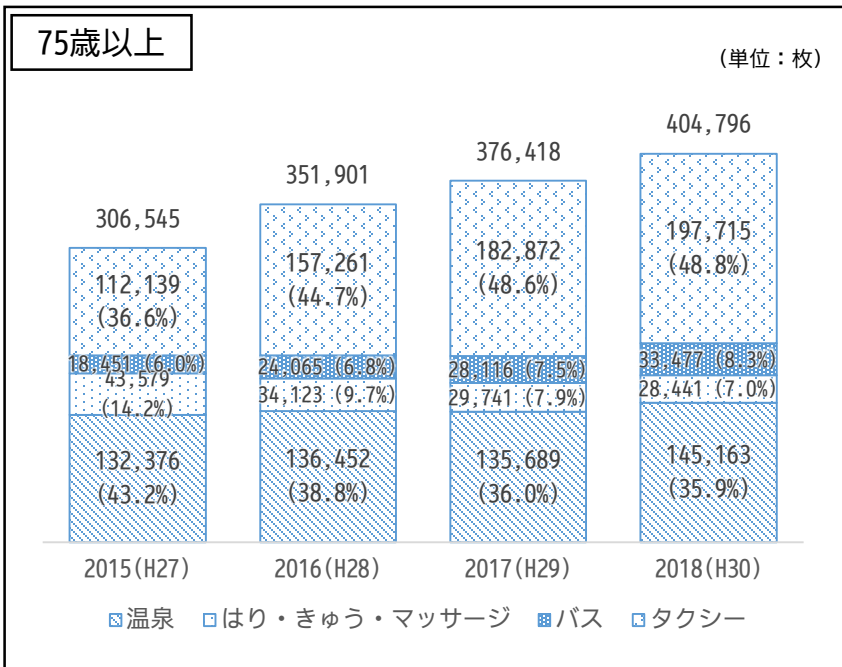
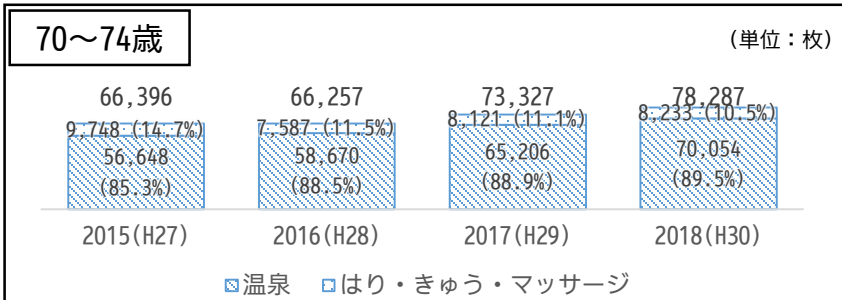
【各年度の交付枚数】

(単位:枚)

| 年度等    | 2014(H26) |              | 2015(H27) | 2016(H28) | 2017(H29) | 2018(H30) |
|--------|-----------|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|        | 温泉        | はり・きゅう・マッサージ |           |           |           |           |
| 70~74歳 | 79,473    | 67,362       | 105,630   | 104,168   | 118,620   | 126,446   |
| 75歳~   | 262,307   | 245,716      | 483,784   | 525,508   | 559,612   | 592,940   |
| 合計     | 341,780   | 313,078      | 589,414   | 629,676   | 678,232   | 719,386   |

# 5 利用枚数の推移

75歳以上では、2016(H28)年度以降、バス・タクシーへの利用が50%を超えており、高齢者の社会参加のきっかけづくりの1つとして、高齢者の外出を促すとともに、外出機会が増えることによる生きがいの高揚や健康増進などに有効に活用されていると考えられる。



※( )内は、総利用枚数に対するそれぞれの助成対象事業への利用割合